

別表第2(第22条関係)

備品 原形のまま比較的長期の反覆使用に耐えるものとしてこの表に掲げる物品。ただし、公印類を除き取得予定単価(単価不明のものは見積価格)3万円未満の物品を除く。		
大分類	中分類	備考
公印類	庁印	市印、市役所印、学校印、各会印等
	職印	市長印、副市長印、委員長印等
	検査・証明印	法令、規則等により定められた検査・証明印
	その他の印	上記以外の印で対外的に重要なもの
調度器具類	机・台類	事務用・会議用机、記載台、花台、カウンター等
	椅子類	事務用・会議用椅子、折りたたみ椅子等
	棚・箱類	引き違い戸棚、書棚、金庫、保管庫等
	衝立・黒板類	衝立、パーテーション、黒板、掲示板等
	その他の調度器具類	上記以外の調度器具
車両、船舶及びこれらの用具類	車両類	自動車、原動機付自転車・自転車等
	船舶類	船、ボート、ヨット等
	用具類	タイヤチェーン、ジャッキ、幌、救命具、各種灯等
機械器具類	事務機械器具類	複写機、裁断機、パーソナルコンピュータ等の一般事務に使用する機械器具
	土木、建築、農林その他の機械器具類	草刈機、グラインダー、電気ドリル、チェーンソー等の土木作業等に必要な機械器具
	土木、建築、農林その他の工具類	スコップ、のこぎり、工具セット等の土木作業等に必要な工具
	測量・測定器具類	トランシット、レベル、体重計、地震計、風力計等の度量衡、身体等の測定及び測量に必要な器具(医療用の身体測定器具を除く。)
	視聴覚・通信機械器具類	映写機、カメラ、テレビ、無線機、ファクシミリ等の映像、音響及び通信に関する機械器具(消防防災用の通信機械器具を除く。)
	冷暖房機械器具類	ストーブ、エアコン、温風機、扇風機等の部屋の温度、湿度等を調整する機械器具
	ちゅう 厨房機械器具類	湯沸器、ガスレンジ、冷蔵庫、電気ポット、製氷機等の厨房等で調理に必要な機械器具
	医療機械器具類	救急かばん、煮沸消毒器、人工蘇生器、聴診器等の診断及び治療に必要な機械器具
	消防防災機械器具類	消火器、消火ホース、火災報知設備、避難ばしご等の消防及び防災に必要な機械器具
	その他の機械器具類	上記以外の機械器具
教養・娯楽・教育用品類	標本・模型類	化石標本、動物標本、人体解剖模型、地層模型等
	運動器具類	卓球台、ダンベル、跳箱、バスケットボールゴール等
	遊具類	乗物遊具、紙芝居、球入れかご、滑り台、輪投げ等の遊びのための保育器具
	音楽器具類	楽器、譜面台、指揮台等

	図書	辞典、図鑑、地図その他各種書籍
	ソフトウェア類	ソフト、CD、DVD、映写フィルム、ビデオテープ等
	美術工芸品類	絵画、彫刻、書、工芸品等
	その他の教養・娯楽・教育用品類	上記以外の教養・娯楽・教育用品
雑器具類	雑器具類	他の分類に属さない器具
動物	鳥類	
	ほ乳類	
	は虫類	
	魚類	
	その他の動物	上記以外の動物
消耗品 比較的短期間に消耗する物品又は短期間に消耗しないがその性質上、長期間の使用に適しないもの及び備品の部分のただし書に該当するもの		
大分類	中分類	備考
郵便切手類	はがき	
	郵便切手	
	収入印紙・収入証紙	
	証券	商品券、乗車券、入場券等
用紙	白紙	筆記用、印刷用及びその他事務等の用に供する用紙
	特殊用紙	
	紙製品	
	けい紙	
	諸帳簿	
文房具	事務用文具	事務用消耗品及び事務用消耗の器具類
衣料品	被服	法令、条例、規則等により支給する被服
	その他の衣料品	被服以外の衣料品
図書・印刷物	図書	官報、公報、新聞、年鑑、雑誌、地図、出版物等
	印刷物	事務・事業用及び頒布用として印刷した物
燃料・油脂	燃料	ガソリン、重油、軽油、灯油等の燃料となる物
	油脂	燃料とならない物
肥飼料	肥料	土壌を肥やし、植物の生育に役立つ物
	飼料	家畜のえさ
食品	食料品	穀類、魚介類、野菜類、肉類などの食事の材料等
報償品・贈与品	報償品	賞品その他奨励等の目的で購入した物
	贈与品	贈呈を目的として購入した物
写真材料・電気器具用品	写真材料	写真フィルムの現像及び印画をするための材料
	電気器具用品	電気器具を補修するための材料
医療・試験研究用品	医療用品	診療用及び治療用の消耗器材
	試験研究用品	試験用、研究用及び実験用の消耗器材
薬品	薬品	医療薬品、農業薬品、化学工業薬品等
工具・機械部品	工具	消耗度の甚しい工具類
	機械部品	各種機械器具の消耗器材
雑品	雑品	他の分類に属さない消耗品

動物	鳥類	実験用、試験研究用、愛がん用及び鑑賞用の動物
	ほ乳類	
	は虫類	
	魚類	
	虫類	
	その他の動物	
生產品 試験、研究、実験等により生産又は加工された物、捕獲物、収穫物等で備品又は消耗品として直接庁用に供しないもの		
大分類	中分類	備考
生產品	農水産物	収穫果物、野菜、園芸産物等
	加工・工作物	加工食品、繊維製品、木工品等
原材料品 工事等の材料として使用する物品及び生産、加工等の原料として使用する物品		
大分類	中分類	備考
製作収穫素材品・工業用原材料	製作収穫素材品	試験販売、生産、加工等の目的をもって製作し、又は使用する材料及び種子、苗木等
	工業用原材料	木材、金具、セメント類、石材等の工事原料資材等

備考 この表の規定にかかわらず、小学校又は中学校の教材として使用する備品については、次の表に定めるところにより分類するものとする。

大分類	中分類
学校教材備品	共通
	国語
	社会
	数学
	算数
	生活
	音楽
	美術
	図画工作
	保健体育
	体育
	技術家庭
	家庭
	外国語
	理科
特別支援学級	